

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人ヤマザキ学園
②設置大学名称	ヤマザキ動物看護大学
③担当部署	大学事務局学務部
④問合せ先	042-653-0901
⑤点検結果の確定日	令和 8 年 8 月 27 日
⑥点検結果の公表日	令和 8 年 9 月 1 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://univ.yamazaki.ac.jp/univ/public.html
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
該当なし	

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
該当なし	

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	本学の「建学の精神」及び「教育理念」、「教育研究上の目的」を、シラバス・ホームページ等を通じて明示・公表し、教職員・学生及びステークホルダーに広く周知している。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」を、シラバス・ホームページ等を通じて各学科別に明示・公表し、カリキュラムツリーを用いて入学から卒業に至る学びの道筋を示している。 また、自己点検・評価結果に基づき、学生の学習成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等の整備・充実に努めている。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	「ヤマザキ動物看護大学学則」、「ヤマザキ動物看護大学組織規程」「ヤマザキ動物看護大学教授会規程」に学長の役割、学長補佐体制としての副学長と学長補佐の役割、教授会について規定し、教学組織の権限と役割を明確にしている。 大学の意思決定組織として、学長が議長となる教授会を置き、大学運営に関する重要事項を審議している。「ヤマザキ動物看護大学教授会規程」には「教授会の招集は、学長が行う。」と規定されており、議長である学長に強いリーダーシップが付与されている。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	重要な会議の構成員として事務局長及び事務部門の各所属担当者が出席し、教員と職員等が適切に分担・協力・連携を行うことを可能とする体制を確保し、教員と職員がそれぞれの立場を尊重しながら目標実現に向けて取り組むことにより、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努めている。
実施項目 １－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教職員の資質向上に係る取組みの基本方針として「ヤマザキ動物看護大学及びヤマザキ動物看護大学大学院 FD・SDにおける基本方針」を定めている。本方針に基づく年次計画の策定と推進のため、FD・SD委員会を設置し、FD・SD委員会が中心となって研修を実施するなど、教育内容・方法の改善の工夫・開発及び大学運営に関わる職員の資質・能力の向上に取り組んでいる。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	大学学長・事務局長等の見解を収集した上で、財政面、教学面について具体的な「中期事業計画」を策定している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	年度末に「事業報告書」により中期計画の進捗状況や到達状況を把握し、結果を理事会に報告している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	高度化する動物医療、多様化する動物関連産業等、社会の変化や要請に応じて高等教育機関としての責任を果たすため、本学の建学の精神に則り、「生命（いのち）を生きる」を教育理念に生命を尊重する倫理観及び動物愛護の精神を備え、人と動物の共生社会に求められる豊かな人間性と幅広い視野を持った専門職業人の育成を行っている。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	大学コンソーシアム八王子の加盟校として本学開講科目を提供し、八王子学園都市大学いちょう塾・子どもいちょう塾などに公開講座を提供している。併せて、本学において八王子市在住の小学 5・6 年生を対象に「子ども体験塾」を開催しており、地域社会に貢献している。 また、八王子市の啓発イベント「八王子市・南大沢地域防災組合共同による避難訓練」において、同行避難訓練に関する講演を行い、愛玩動物を飼育している家庭の防災避難等、地域における防災意識の啓発や、行政との意見交換・提言等を通じ、本学の研究分野を活かした特色ある地域貢献を推進している。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	「ヤマザキ動物看護大学の学生支援に関する方針」に基づき、教員と職員が協働する体制が構築されている。障がいのある学生についても、同方針に基づき適切に配慮している。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員や評議員への女性登用について、理事 3 名（総数 9 名）、評議員 12 名（総数 15 名）の女性を登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成を「寄附行為」に定め、明確にしている。 理事の選任は、「寄附行為」に基づき理事選任機関である評議員会が選任を行い、適切に理事を選任している。
実施項目 3－1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会を法人の最高意思決定機関として位置付け、定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令及び「寄附行為」に基づき適切に運営している。 法人の日常業務の運営は、理事長及び常務理事で構成される常務理事会において、審議・検討し、執行している。常務理事会の運営については、「常務理事会運営規程」に定め、適切に運営している。また、理事会は法人運営に関する重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行状況を監督している。なお、理事長及び常務理事から定期的に業務執行状況の報告を受ける体制を整備し、理事会の実効性と透明性を確保している。さらに、評議員会との情報共有及び連携を図り、それぞれの役割と責任に基づく協働体制を構築している。 理事会、評議員会及び常務理事会の議事録は、「寄附行為」及び「常務理事会運営規程」に基づき、適切に作成、保管している。
実施項目 3－1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事がその責務を適切に果たすことができるよう、理事会資料及び法人運営に関する重要な情報を適時かつ適切に提供している。 また、学校法人制度改革、私立学校法改正、高等教育政策、ガバナンス及びコンプライアンス等に関する情報を随時共有し、理事としての知識及び見識の向上を図っている。必要に応じて外部研修等への参加機会を確保し、理事の職務遂行能力及びガバナンス機能の向上を図る体制を運用している。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任基準となる資格、職務等は、「寄附行為」に定め、理事会で監事候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。監事の独立性及び中立性を確保している。 会計監査人の職務等を「寄附行為」に定め、監事の過半数の合意を得たうえで、理事会で候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。

実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査機能の実効性を確保するため、監事、会計監査人及び法人事務局等が相互に連携し、必要な情報共有を行う体制を整備している。 監事は理事会及び評議員会へ出席し、法人の業務執行状況及び財務状況を把握するとともに、必要に応じて関係部署へ説明又は資料の提出を求めることができる体制を整えている。 また、監事と会計監査人は監査結果及び監査上の課題に関する情報を共有し、監査の実効性及び内部統制機能の向上を図っている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事がその職務を適切に遂行できるよう、理事会資料、事業計画、事業報告書、予算及び決算資料その他法人運営に関する重要な情報を適時かつ適切に提供している。 また、学校法人制度改革、私立学校法改正、高等教育政策、コンプライアンス及びガバナンスに関する情報を継続的に共有している。さらに、監事の専門性及び監査機能の向上を図るため、外部団体等が実施する研修会への参加機会を確保し、監査機能の充実を図っている。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の定数、選任区分、構成割合及び資格を「寄附行為」に定め、明確にしている。 また、評議員の選任は、「寄附行為」に基づき公正かつ適切に実施しており、適切に評議員を選任している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会を学校法人の重要事項に関する審議機関として位置付け、法令及び「寄附行為」に基づき適切に運営している。 また、評議員会の招集、運営、決議事項、評議員の役割、責務を「寄附行為」に定め、明確にするとともに、適切に運営している。 評議員会は、理事選任機関として理事の選任・解任、また監事の選任・解任をはじめとする重要事項について審議を行い、学校法人のガバナンス機能の向上を担っている。 なお、理事会と評議員会が相互の役割と責任を尊重しながら連携する体制を整備し、法人運営に関する情報の共有及び意見交換を実施している。これにより、法人運営の透明性及び適正性を確保している。 理事会、評議員会及び常務理事会の議事録は、「寄附行為」及び「常務理事会運営規程」に基づき、適切に作成、保管している。

実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員がその役割と責任を適切に果たすことができるよう、理事会における議案・決議等を報告し、また事業計画、事業報告、予算、決算及びその他法人運営に関する重要な情報を適時かつ適切に提供し、意見を聴取している。 なお、学校法人制度改革、私立学校法改正、高等教育政策、コンプライアンス及びガバナンスに関する情報を継続的に共有している。さらに、評議員の知識及び見識の向上を図るため、必要に応じて外部研修会等への参加機会を確保し、評議員会機能の実効性向上を図っている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	自然災害、感染症、事故その他法人運営に重大な影響を及ぼす事象に備え、危機管理に関する対応体制を整備している。緊急時においては、学生、教職員及び関係者の安全確保を最優先とし、迅速かつ適切な対応を行う体制を構築している。 また、教育研究活動及び法人運営の継続を確保するため、事業継続計画（BCP）の考え方を踏まえた運用を行うとともに、社会情勢やリスク環境の変化に応じて危機管理体制の見直し及び改善を実施している。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	法令及び「寄附行為」並びに学内諸規程を遵守し、公正かつ適正な学校法人運営を行うためのコンプライアンス体制を整備している。役員及び教職員は、それぞれの職責に応じて法令等を遵守し、倫理観を持って業務を遂行している。また、教職員行動指針等を定め、コンプライアンス意識の向上及び適正な業務執行を推進している。さらに、監事による監査、会計監査人による会計監査及び内部統制機能を通じて法人運営の適法性及び妥当性を確認し、ガバナンス機能の維持及び向上を図っている。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	教育・研究活動及び法人運営に関する情報の他、法令に基づく情報を公開し、社会からの理解と信頼の向上・確保及び法人運営の透明性向上を図るとともに、公共性を有する教育機関としての説明責任を適切に果たすことを基本方針とし、適切に実施している。 また、「情報公開に関する規程」に基づき、事業報告書、財務情報、役員等に関する情報、「寄附行為」及び中期計画等について、ホームページを活用して公開し、学校法人の現状及び運営状況を分かりやすく発信している。

実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	各種情報については、大学ホームページを中心に広くステークホルダーに公開している。また、在学生に関しては、学内ポータルサイトも併用し、必要な情報の提供を行う等、ステークホルダーから求められている情報ごとに適切な媒体を利用し、情報公開を行っている。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
該当なし	